

7. (7) 相続定期預金に関する特約

相続定期預金（以下、「この預金」といいます）は、預金等共通規定・定期預金共通規定・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）の定めるところに加え、以下の規定によりお取扱いいたします。

1. 取扱店

福井県・石川県・富山県内店舗（コンサルティングプラザ・ふくぎんプラザを除く）

2. ご利用いただけるお客さま

相続により取得された資金をお預入れいただける個人のお客さま

※1回の相続につき原則お一人さま1回のご利用となります。

※他金融機関で相続手続きをされた資金も対象といたします。

※ただし、相続手続き完了後1年以内の資金に限ります。

3. 預金種類

自由金利型定期預金（M型）（以下、「スーパー定期」といいます）

4. 預入対象資金

(1) 相続により取得された預貯金による資金（当行以外の金融機関で相続手続きされた資金も対象といたします。）

(2) 相続により取得された有価証券の換金代金・不動産売却代金・受取保険金等の資金

5. 預入金額

100万円以上1円単位で、相続により取得された資金等の範囲内

6. 預入期間

6か月 または 1年

自動継続扱いのみとなります。

満期日のお利息のお受取方法には、指定口座へご入金する方法と、元金に組み入れて継続する方法があります。

7. 適用金利

初回のみ特別金利を適用いたします。

6か月もの 年0.60%（税引き前）

1年もの 年0.30%（税引き前）

利息は、20.315%の源泉分離課税となります。

2037年12月31日まで「復興特別所得税」が課税されるため、20.315%の源泉分離課

税（国税15.315%、地方税5%）となります。

※ただし、マル優ご利用の場合は除きます。

満期日到来後は、一般のスーパー定期として継続し、以後この預金としては取扱いいたしません。
継続後の適用利率は、継続日における各期間のスーパー定期の店頭表示利率となります。

8. お預入時にご提示いただく確認書類

この預金は、お預入時に次に掲げる書類を提示していただきます。

本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）、お届け印のほか、下記（1）～（3）について確認できる書類をご提示いただきます。

- （1）金融機関での相続手続完了時期が確認できる書類
 - 例）・金融機関に提出された相続手続依頼書の写し
 - ・被相続人名義の解約済通帳と計算書 など
- （2）お預入れされる方が相続人または受贈者であることが確認できる書類
 - 例）・戸籍謄本または認証文付きの法定相続情報一覧図
 - ・遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認証明付きのもの）
 - ・遺産分割協議書 など
- （3）本定期預金のお預入れ原資が相続により引き継いだものであることが確認できる書類
 - 例）・被相続人名義の解約済通帳と計算書
 - ・相続資金等が振込（入金）された通帳
 - ・遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認証明付きのもの）
 - ・遺産分割協議書
 - ・保険会社から送付される保険金等支払通知書
 - ・相続された不動産や有価証券等の換金代金を確認できる書類 など

※当行で相続手続きをされたご資金でのお預入れの場合は（1）～（3）の書類は原則不要です。

※上記以外の書類のご提出を依頼する場合があります。

9. 各種取引の制限

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

- ①ATMを利用したお預入れ
- ②インターネットバンキングを利用した取引（預入れ・払戻し・残高照会等）

10. 規定の適用

この預金に関して、本特約と預金等共通規定・定期預金共通規定・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）において異なる定めがある場合は、本特約の定めが優先して適用されます。

以 上